平成２６年（フ）第７５４号
神戸市長田区本庄町６丁目６番８号、住民票上の住所神戸市長田区二葉町２丁目７番８－205号
破産者　延原利子こと　李　　利子
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７７８号
兵庫県三田市弥生が丘４丁目11番地９
破産者　多宮　国枝
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８９０号
広島県安芸郡府中町みくまり３丁目１－11府中みくまり病院、住民票上の住所広島県安芸郡府中町八幡３丁目11番４－302号　第１コーポ岡村
破産者　勝盛　達也
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７７号
広島市南区青崎１丁目４番４－203号
破産者　山根　　勝
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３７号
広島県呉市本通６丁目５番７－302号　火岡ビル
破産者　山本　秀哲
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１５８号
広島県呉市焼山東１丁目20番９号、開始決定時の住所広島県呉市苗代町25番地の４
破産者　西尾　辰美
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第３４３号
北海道士別市東３条北８丁目１番地　北部団地Ｂ－204
破産者　酒井美和子
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８号
北海道旭川市永山９条７丁目３番５号
破産者　大槻　陽子（旧姓加藤）
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０２号
青森県八戸市大字白銀町字栗沢道49番地６
破産者　田端　秀雄
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
盛岡市永井23地割４番地19　カサブランキータ101号
破産者　老田　　仁
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第７４号
盛岡市玉山区好摩字野中69番地33
破産者　伊藤せい子
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第４７号
秋田県鹿角市八幡平字仲の沖19番地２
破産者　阿部　孝嗣
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第３号
秋田県大館市釈迦内字狼穴２番地５
破産者　貝森　春美
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第１３５号
横浜市鶴見区矢向４丁目31番９号　村井荘102
破産者　堀　ちづる（旧姓松代）
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４３号
横浜市瀬谷区瀬谷５丁目19番地３　アーバンハイツ105
破産者　下田　香澄
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３６号
横浜市緑区台村町662番地　グリーンハイツ102号（前住所）
破産者　平野亜希子（旧姓菊地）
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３４号
相模原市南区上鶴間３丁目24番１－331号
破産者　渡邊　光雄
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３５号
神奈川県座間市相模が丘５丁目３番17－805号　日神パレステージ小田急相模原フロント
破産者　渡邊　徳光
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部